



航空危険物規則書第 54 版(2013 年 1 月 1 日発効)への訂正、追加

IATA Dangerous Goods Regulations 54th Edition Effective 1 January 2013 ADDENDUM Rev.2 Posted 27 December 2012 の邦訳

IATA 危険物規則書の利用者は、2013 年 1 月 1 日発効の第 54 版に対する下記の変更内容に留意されたい。変更または訂正箇所は、それと判別できるよう取り消し線と網掛けで表示した。なお、頁数はすべて JACIS 版航空危険物規則書の頁数を表している。

政府例外規定の新規または訂正(2.8.2)

訂正 FRG(フランス)

- FRG-06** ~~本規則に記載された危険物は、航空郵便でフランス領土向け、フランス領土発またはフランス領土経由で輸送することは許可されない。~~
~~本規定は、2.4.2 で参照している品目についても適用される。~~
2.4.2(a)、(b)および(c)に載っているような危険物は、フランス向け、フランス発、フランス経由の郵便に入れて輸送することは許可されない。
国営航空郵便による 2.4.2 (c)の放射性物質の輸送は、荷主が関係当局である ASN から認可を得ているという条件付きで認められる(FRG-03 参照)。

訂正 USG(米国)

- USG-01** 危険物の航空輸送は、米国規則(49 CFR Parts 171-180)、または 49 CFR Part 171 Subpart C による制限つきで ICAO 技術指針(Technical Instructions)に従っていなければならない。49 CFR 175 の要件は、米国発着または米国内の航空機による商用危険物の提供、受託、および輸送と航空事業のため米国内で登録されたいかなる航空機にも適用する。
貨物が本規則に従って輸送準備された場合も含み、米国発着または米国内で航空輸送されるすべての貨物に適用する。49 CFR の対象となる行為を行い行おうとし、または行うことを要求される人に適用される追加要件を含む Part 175 はまた航空旅客および乗務員に対しても適用される。
ICAO 技術指針が危険物の貨物に使用された場合、ICAO 技術指針およびすべての関連する米国の例外規定に合致せず不履行があったときは、米国規則の違反となる。

編集上の注:

IATA 危険物規則書は、ICAO 第 18 付属書および付属書の ICAO 技術指針に完全に従っている。
米国における当局は下記のとおり。

Associate Administrator for Hazardous Materials Safety
US Department of Transportation
Pipeline and Hazardous Materials Safety Administration
Washington

DC
USA
20590-0001

すべての必要な包装物のマーキングおよび危険物申告書には英語を使用しなければならない。略語は、本規則または 49 CFR 172 Subpart **C および D** で特に認められていない限り使用してはならない(7.1 および 8.1 参照)。

輸送書類のコピーまたはその電子画像は危険物が最初の運航者に受託されてから少なくとも 2 年以上は荷送人によって保存されなくてはならない。各々の輸送書類のコピーには最初の運航者が受託した日付を含んでいなければならない。ただし航空貨物運送状または船荷証券の日付を最初の航空会社による受託した日付としてもよい。有害廃棄物については、輸送書類は廃棄物質が最初の運航者に受託された後 3 年間にわたり保存されなければならない。

注:

米国の規則およびその適用に関する解釈についてはインターネットで入手できる。

<http://hazmat.dot.gov/regs/rules.htm> <http://www.phmsa.dot.gov/hazmat/regs>

規則に関する質問は下記宛とする。

Office of Hazardous Materials Safety Information Center

Telephone: +1 (800) 467 4922, +1 (202) 366 4488 または、E-mail : infocntr@dot.gov

USG-02 リスト 4.2(危険物リスト)の G/H 欄、I/J 欄および K/L 欄に“禁止(Forbidden)”の表示があり、特別規定 A1 または A2 の表示がない危険物[♂]に加えて、米国規則によって輸送が禁止されているいかなる物質も、米国への発着または米国内においていかなる状況においても輸送が禁止される(49 CFR 173.21 および 49 CFR 172.101 の危険物表参照)。

49 CFR 172.101 の危険物表により特に承認されていない限り、区分 6.1、包装等級 I の基準に合致する蒸気吸入毒性を有する液体または区分 2.3 の基準に合致するガス類の輸送は旅客機、貨物機共米国発着または国内輸送が禁止される。

一次(充電不可 (non-rechargeable))リチウム金属の組電池(batteries)および単電池(cells)、(UN 3090)の旅客便による輸送は禁止される。包装基準 968 の Section **IA または IB** に従って輸送されるような組電池は貨物機専用ラベルを貼付しなければならない。包装基準 968 の Section II に従って輸送されるような組電池は“PRIMARY LITHIUM BATTERIES – FORBIDDEN FOR TRANSPORT ABOARD PASSENGER AIRCRAFT”または“LITHIUM METAL BATTERIES – FORBIDDEN FOR TRANSPORT ABOARD PASSENGER AIRCRAFT”とマーキングされなければならない。

機器に内蔵されまたは機器と一緒に包装された一次リチウム金属の組電池と単電池(UN 3091)は、以下でなければ旅客便による輸送は禁止される。

1. 機器および組電池と単電池が該当する包装基準 969 または 970 に従って輸送されること。
2. 包装物が、意図された機器を駆動するために必要な個数以下の組電池または単電池を収納していること。
3. 完全に充電された場合、各単電池のリチウム内容量が 5 g 以上ではないこと。
4. 完全に充電された場合、各組電池の負極(anode)の合計リチウム内容量が 25 g 以上でないこと。および
5. リチウム組電池の正味重量が 5 kg を超えないこと。

上記の規定に適合しない、機器に内蔵されまたは機器と一緒に包装され(UN 3091)および包装基準 969 または 970 の Section I に従って輸送される一次リチウム金属の組電池と単電池は旅客便による輸送は禁止され、貨物機専用ラベルを貼付しなければならない。

上記の規定に適合しない、機器に内蔵されまたは機器と一緒に包装され (UN 3091) および包装基準 969 または 970 の Section II に従って輸送される一次リチウム金属の組電池と単電池は旅客便による輸送は禁止され、“PRIMARY LITHIUM BATTERIES – FORBIDDEN FOR TRANSPORT ABOARD PASSENGER AIRCRAFT” または “LITHIUM METAL BATTERIES – FORBIDDEN FOR TRANSPORT ABOARD PASSENGER AIRCRAFT” とマーキングされなければならない。

注:

- 49 CFR 172.101 (9A 欄) によって旅客機による輸送が禁止されている危険物は、たとえ本規則で旅客機による輸送を許可していても、旅客機での輸送は禁止される。また 49 CFR 172.101 (9B 欄) によって貨物機による輸送が禁止されている危険物は、本規則で貨物機による輸送を許可していても、貨物機での輸送は禁止される。
- 49 CFR 175.10 により旅客または乗務員による受託手荷物または機内持ち込み手荷物としての輸送が許可されない危険物は、本規則の 2.3 により承認されていても輸送が禁止される。例えば、旅客または乗務員による雪崩救助用バックパックの輸送は承認されない(2.3.4.4 2.3.4.3 参照)。

USG-04 米国発着または米国内の航空輸送をする際に追加要件が課せられる物質については以下に記述する。Ⅲに記述する物質は、米国外を運航する米国籍航空会社による輸送の場合に追加要件が課せられる(1.3.1 参照)。

(I) 危険性物質 (Hazardous Substances)

49 CFR 172.101 の付録 A に掲載されている混合物および溶液を含むある物質が、輸送に供される場合、その包装物の正味量 (Net quantity) が付録 A に表示されている物質の報告を要する数量 (Reportable Quantity (RQ)) に等しいか、またはそれを超える場合は、その物質、その混合物または溶液は危険性物質 (Hazardous Substance) とみなす。ただし、以下を除く。

- その物質が石油製品、すなわち潤滑油または燃料、または
- その物質の濃度が、物質に指定された RQ に基づく以下の表の濃度より低い場合。

指定された RQ (RQ Kilograms)	重量による濃度 (Concentration by weight)	
	パーセント (Percent)	PPM
45.4	0.2	2,000.0
4.54	0.02	200.
0.45	0.002	20.0

核種の混合物については、49 CFR 172.101 の付録 A にある Note 7 を参照のこと。

以下の II に定められている有害廃棄物 (Hazardous Wastes) を除き、危険性物質 (Hazardous Substances) は以下の要件に従わなければならない。

- 正式輸送品目名を“**Environmentally hazardous substance, liquid, n.o.s.**”または、“**Environmentally hazardous substance, solid, n.o.s.**”とするもの以外で、本規則で危険物となる危険性物質については、
 - 品目名の中に含まれていない場合、第 7 分類の放射性物質を除いて、その危険性物質の名称を、危険物申告書上に危険物の記述 (description) に付随させて、また包装物上の正式輸送品目名に付随させて、括弧をつけて表示しなければならない。および
 - “RQ”の文字を危険物申告書上の基本的記述名の前または後に記入し、また包装物上に必要とされるマーキングの正式輸送品目名に付随して表示する。
- 危険性物質であるが、本規則の他のどの危険物の定義にも合致しないものについては、
 - 危険物の基本的記述である、“**Environmentally Hazardous substance, liquid, n.o.s., Class9, UN 3082, Ⅲ**”、または“**Environmentally hazardous substance,**

solid, n.o.s., Class9, UN 3077, III”のいずれか該当する方をもとに、この記述名に適用される本規則書の諸要件に従って輸送する。

2. **5.0.2.9 を除いて、**包装物は包装等級Ⅲの危険物に適用する本規則書の 5.0 の一般包装要件のすべてに合致すること。
3. “RQ”の文字を、危険物申告書上の基本的記述の前または後に記入し、また包装物上のマーキングの正式輸送品目名に付随して表示する。および
4. 危険性物質 (Hazardous substance) の名称を危険物申告書上の危険物の記述に付随させて、包装物のマーキングの正式輸送品目名に付随させて、括弧をつけて表示する。もし物質が 2 つ以上の危険性物質を含んでいる場合は、最も低い報告を要する数量 (Reportable Quantity (RQ)) を持つ 2 つの危険性物質のみを表示する。

注:

49 CFR 172.101 の付録 A に掲載の危険性物質のリストと適用される RQ はインターネット <http://hazmat.dot.gov/regs/intl/icaoover.htm> <http://www.phmsa.dot.gov/hazmat/regs/international/icao> にて入手できる。

(II) 有害廃棄物 (Hazardous Waste)

有害廃棄物とは、40 CFR Part 262 にて指定されている米国環境保護庁 (United State Environmental Protection Agency, EPA) の有害廃棄物の目録要件の管理下におかれる物質である。そして以下の要件が有害廃棄物の輸送に適用される。

- (a) 正式輸送品目名の **“Environmentally hazardous substance, liquid, n.o.s.”**、または **“Environmentally hazardous substance, solid, n.o.s.”** 以外の本規則による危険物である有害廃棄物については、
 1. “Waste” という単語を危険物申告書上および包装物上のマーキングの正式輸送品目名の前に付けなければならない。および
 2. 有害廃棄物搭載目録 (Hazard waste manifest) に関する 49 CFR 172.205 の要件が適用される。
- (b) 本規則書による危険物のどの定義にも当てはまらない有害廃棄物については、
 1. 危険物の基本的記述である **“Waste Environmentally hazardous substance, liquid, n.o.s., Class 9, UN 3082, III”** または **“Waste Environmentally hazardous substance, solid, n.o.s., Class 9, UN 3077, III”** のいずれか該当する方をもとに、この記述名の貨物に適用される本規則書の諸要件に従って輸送する。
 2. 包装物は、包装等級Ⅲの危険物に適用する本規則書の 5.0 の一般包装要件のすべてに合致しなければならない。
 3. 有害廃棄物搭載目録に関する 49 CFR 172.205 の要件が適用される。および
 4. 危険性物質 (Hazardous substance) の定義に合致するこれらの有害廃棄物については、“RQ” という文字およびその危険性物質の名称を、危険物申告書上の基本的記述および包装物のマーキングに付随させて、括弧を付けて表示しなければならない。

注:

1. 有害廃棄物は、米国環境保護庁 (EPA) から Waste Transporter Identification Number を得た航空会社によってのみ、米国内での輸送が可能である。
2. 上記 I および II に記載されている物質の UN 3077 および UN 3082 への割り当ては、本規則中の特別規定 A97 に従うこと。
3. 49 CFR 172.101 の付録 A に掲載の有害廃棄物のリストと適用される RQ は、インターネット <http://hazmat.dot.gov/regs/intl/icaoover.htm> <http://www.phmsa.dot.gov/hazmat/regs/international/icao> にて入手できる。

(Ⅲ) その他の物質 (Other Materials)

本規則の要件は適用されないが、49 CFR Parts 171-180 の 1 つの危険物分類に合致する物質は、これら(49 CFR)の規則に従って輸送しなければならない。

- USG-05** 火薬類 (Explosive) の物品または物質は、米国当局の事前認可なしに米国発着、通過または米国内の輸送をしてはならない (USG-01 Attention : ~~Office of Hazardous Materials Special Permits and Approvals~~ Approvals and Permits Division (PHH-30) 参照)。この認可は、成分、設計または容器に変更がない限り、その物品または物質が引き続き輸送される際に有効である。米国規則の 49 CFR 172.320 にほかに規定がある場合を除き、火薬類の物品または物質を収納した各包装物には、認可時に割り当てられた包装物内の各物品、物質、または装置の EX-number をマーキングしなければならない。EX-number は 49 CFR 172.320(d) に規定されているように、包装物にマーキングするよりもむしろ、輸送書類 (危険物申告書) の危険物の記述に関連して記載してもよい。49 CFR 173.56(h) に記載されている種類の ~~弾薬や小火器物品~~ は事前認可や EX-number は必要ではない。
- USG-06** 米国発着または米国内を輸送されるシリンダーは、49 CFR 178 の該当の仕様に基づき製造され、検査され、試験されたものでなければならない。ただし、外国製のシリンダーであって、充填のために米国に送られてきたものについては、49 CFR 171.23(a)(4) に基づき、米国から輸出目的で輸送することができる (包装基準 200 参照)。国連容器のポータブルタンクではなく、米国外で製造され国連 Model Regulations の要件に合致したポータブルタンクは 49 CFR 178.270 から 178.277 の要件に基づき設計され認可されたものでなければならない。49 CFR 173.306 に規定されたものを除き、120 mL (4 fl oz) を超える容量のエアゾール容器は、詰め替えができない金属 ~~またはプラスチック製のエアゾール製容器~~ であること。エアゾールは、非毒性の液体 (区分 6.1、包装等級 III の物質以外)、ペーストまたは粉末を単に噴出させる目的だけの圧力のかかった圧縮ガス、液化ガスあるいは溶解ガスにより成っており、ガスによって噴射される内容物をコントロールする自動開閉装置を備えたものでなければならない。
- USG-07** ライター (喫煙用) または引火性ガスを含む他の類似の装置 (例えば、暖炉やたいまつをつけるための点火具) は、装置の設計が、認定された試験機関から権限を与えられた個人によって検査および試験が行われ、米国当局から認可されたものでない限り、米国発着および米国内での輸送を行ってはならない (USG-01 参照)。検査および試験のため提出するサンプルについては 49 CFR 173.308 参照。~~2012 年 1 月 1 日までは、2007 年 1 月 1 日以前に米国当局より発行された認可番号は包装物に継続してマーキングすることができ、また該当する輸送書類にも記入することができる。2012 年 1 月 1 日後は、前に発行された認可 (例、T xxx) は有効でなくなり、かつ現在、製造されている各ライターの設計も 49 CFR 173.308 の規定に従い再検査および試験しなければならない。~~
- USG-12** 磁性物質 (UN 2807)、危険物申告書の必要のない危険物 ~~および 49 CFR 173.144 に定められた Other Reg-ulated Material~~ を除き、米国発着、米国内または経由のすべての危険物貨物に対して、以下の緊急時対応情報を提供しなければならない。
電話番号: 本規則によって必要とされる危険物申告書には、危険物に係る軽微事故発生時に対応できる 24 時間緊急時対応電話番号 (エリアコードおよび米国外の場所へは、米国内から電話をかけるのに必要な国際アクセスコード番号、国番号、市外局番を含む) が含まなければならない。その電話番号は、輸送にいたるまでの保管中の軽微事故を含め危険物が輸送中の間、常に以下の個人により傍受されていなければならない。
1. 輸送されている危険物の危険性および特性についての知識を有する。
2. 総合的な緊急時対応ができ、および危険物の事故を軽減する情報を持っている。または

3. これらの知識、情報を持っている人に直ちにアクセスできる。

緊急時対応電話番号は、2.7に定められた少量危険物(Limited Quantities)および以下の正式輸送品目で正しく記述された危険物に対しては記載する必要はない。**蓄電池駆動装置 (Battery powered equipment)**、**蓄電池で駆動する乗り物 (Battery powered vehicle)**、**固形二酸化炭素 (ドライアイス) Carbon dioxide, solid)**、**消費者向け商品 (Consumer commodity)**、**ヒマの種、薄片、粗引き粉、または搾りかす (Castor beans, flakes, meal or pomace)**、**引火性ガスを燃料とする内燃機関 (Engines, internal combustion flammable gas powered)**、**引火性液体を燃料とする内燃機関 (Engine, internal combustion, flammable liquid powered)**、**冷蔵機 (Refrigerating Machines)**、**引火性ガスを燃料として駆動する乗り物 (Vehicle, flammable gas powered)**および**引火性液体を燃料として駆動する乗り物 (Vehicle, flammable liquid powered)**。

遵守の方法：電話番号は危険物を輸送に供した人の電話番号または危険物に関する詳細な情報を提供することができ、かつその責任を取ることができる機関または組織の電話番号でなければならない。機関または組織の電話番号を記載する者は、危険物が輸送に供される前に、その機関または組織がその危険物についての最新の情報を把握していることを確認しておかなければならない。

書類の作成要件：電話番号は危険物申告書上にその目的がはっきりわかるように、例えば“EMERGENCY CON-TACT.....”等として以下のようにはっきり表示しなければならない。

1. 危険物申告書上にリストされる危険物の記述の直後に、または
2. 危険物申告書上にリストされる各危険物に対し、1つだけの電話番号を使用する場合は、緊急時対応電話番号 (Emergency Response Telephone Number)とわかるように1か所の目立つ場所に記載する。

緊急時対応の情報：輸送中の危険物に関連する緊急時の情報は、危険物が現存する間は、常時直ちに入手可能な状態にしておかなければならない。その情報は、地上の取り扱い作業中の事故 (incident)も含めて、緊急時および事故 (accident) 時の対応に使用できる適切なものであり、また、最低限以下の事項を含めたものでなければならない。

1. 本規則書の♂8.1.6.9.1の順序1 (First sequence) ♂によって掲載される危険物の名称
2. 人体への直接の危険性
3. 火災または爆発の危険性
4. 軽微事故 (incident) または事故 (accident) 発生時に、直ちにとるべき注意事項
5. 火災に対する即時対応
6. 火災を伴わない漏洩、こぼれに対する初動的措置; および
7. 初動救急措置

言語：情報は英文で印刷され、危険物を収納した包装物から離れたところに保管され、事故の際は直ちに使用できる状態にあること。そして通常、以下の方法によりこの規則を遵守することができるが、これに限定されない。

1. 上記の情報を危険物申告書に記載する。
2. 少なくとも上記の情報全体を含む別資料、例えば製品安全データシート (Material Safety Data Sheet) を備える。または
3. 危険物申告書 (または航空機上においては、本規則の♂9.5♂にて規定されている「機長への通知書 (Information to Pilot-in-Command)」) に連携して別途の書類、例えば「ICAOの危険物に伴う航空機軽微事故の緊急時対応指針 (ICAO Emergency Response Guidance for Aircraft Incidents involving Dangerous Goods (Doc. 9481))」を使用する情報として用意する。

USG-13 運航者は 49 CFR 175 (USG-01 参照) のすべての要件に従わなければならない。これらの要件には以下の事項が含まれるが、これに限定されるものではない。

- (a) 米国発着または米国内の輸送のために本規則に従って準備された包装物については、運航者は荷送人に対して、その包装物が本規則中の米国政府例外規定に従って準備されている旨を確認しない限り、受託してはならない(9.1.2 参照)。
- (b) 最初の運航者は、輸送書類の写しまたはその電子画像を、危険物を受託した時から少なくとも 1 年以上保存しなければならない。それぞれの輸送書類には、最初の運航者の受託した日付が記載されていなければならない。輸送書類の日付は、貨物が運航者によって引き取られるかまたは受託された日付の代わりとして、それが運送状または船荷証券上に記載されているときには、貨物が輸送できる状態である旨を荷送人が運航者に通知した日付でもよい。有害廃棄物(Hazardous waste)については、輸送書類は廃棄物質が最初の運航者に受託された後 3 年間にわたり保存されなければならない(9.8 参照)。
- (c) 米国政府例外規定で述べたように米国規則により危険物と考えられるこれらの追加物質は、機長への危険物通知書(Notification to Pilot-in-Command)にリスト化し、必要な情報を提供しなければならない(9.5.1.1 参照)。
- (d) 49 CFR 173.144 に定められている“Other Regulated Materials”、**少量危険物または微量危険物、第 9 分類の物質、放射性物質、**取り替え品として輸送する航空機用バッテリー(49 CFR 175.8)、および本規則のもとで危険物と考えられるが、49 CFR 171-180 の規定の適用を受けない物品および物質を除いて、以下の制限が適用される。(JACIS 注: 緑色部分は原文の訂正はないが、IATA を通じて確認して訂正した)

1. 旅客機による輸送が許可されている危険物は、**以下の方法にて搭載される場合は、**正味重量(net weight) 25 kg を限度として、加えて非引火性ガスの場合は正味重量(net weight) 75 kg を限度として、**接近不可能な方法で(in an inaccessible manner) 航空機に搭載して輸送**することができる。

~~1. 接近不可能な貨物室に(in an inaccessible cargo compartment) 搭載される場合。~~

2. **接近可能な貨物室であっても、貨物コンテナに搭載される場合(in any freight container within an accessible cargo compartment)。**または

3. **貨物機の接近可能な貨物室の中で、貨物コンテナに搭載されなくても、接近不可能な状態で搭載される場合。**

2. 貨物機による輸送については、以下の追加物質が**この例外規定**上述の要件から除外される。

(i) **区分 6.1(毒物)の物質(引火性ラベルが貼付されているものを除く)**

包装等級Ⅲの第 3 分類(引火性液体) (ただし、腐食性物質のラベルも貼付されていないもの)

(ii) **区分 6.1(毒物) (ただし、引火性ラベルも貼付されていないもの) (包装等級ⅡおよびⅢのみ)**

(iii) **区分 6.2(病原性(etiologic)または病気を移しやすい(infectious) 物質)の物質**

(iiii) **他の危険性分類の定義に合致しない、引火点が 23°C (73°F) を超える第 3 分類(引火性液体)の物質** **他の危険性分類の定義に合致しない第 7 分類(放射性)の物質**

注:

1. **接近可能とは、旅客機または貨物専用機で、飛行中、乗員または他の許可された者が、包装物に接近し、取り扱うことが可能であり、寸法・重量が許す場合に、他の貨物から分離できるような場所に個々の包装物が搭載されている状態を言う。包装物が接近可能な方法で積み付けされている場合で、接近可能な貨物室に搭載された貨物コンテナを含む。**

加えて、貨物専用機で輸送され、以下である場合には、当該包装物は接近可能であるとみなす。

- **14 CFR 25.857(c)に定義されているクラス C の航空機貨物室として FAA によって認められている貨物室内(に搭載されている)、または**

- **クラス C の航空機貨物室としての証明要件に要するものと同等の、認可された火災または煙探知システムおよび火災鎮火システムが備えられている FAA 認証の貨物コンテナ内(に搭載されている)**

2. **接近不可能とは、飛行中、乗員または他の許可された者が、それらの包装物に接近し、取り扱うこと**

ができず、寸法・重量が許す場合に、他の貨物から分離することができない場所に搭載された包装物を含む他のすべての搭載配置を言う。包装物が接近不可能な方法で積み付けされている場合で、接近可能な貨物室に搭載された貨物コンテナも含む。

以下の表はこの政府例外規定により課される制限を表している。

編集上の注:

USG-13.A、USG-13.B および USG-13.C を以下の USG-13.A の表に差し替える。

TABLE USG-13.A
重量および搭載

適用	禁止	重量制限: 危険物の正味重量 25 kg + 区分 2.2 の重量、貨物室当たり 75 kg	無制限
旅客機	CAO ラベルが貼付された包装物	接近不可	接近可能
貨物専用機－旅客機への搭載を許可された包装物	適用されない	接近不可(注 1)	接近可能(注 2)
貨物専用機－CAO ラベルが貼付された包装物	接近不可(注 1)		接近可能(注 2)

注:

1. 以下の追加物質には、当搭載制限は適用されない。

- (i) 包装等級Ⅲの第 3 分類(引火性液体) (ただし、腐食性物質のラベルも貼付されていないもの)
- (ii) 区分 6.1(毒物) (ただし、引火性ラベルも貼付されていないもの) (包装等級ⅡおよびⅢのみ)
- (iii) 区分 6.2(病気を移しやすい物質)
- (iv) 他の危険性分類の定義に合致しない第 7 分類(放射性)の物質
- (v) 第 9 分類および少量危険物または微量危険物他

2. 貨物機で、接近可能とみなされるポジションに搭載することが要求される包装物。クラス C の貨物室に搭載されるものを含む。

(e) 運航者は 49 CFR 171.15、171.16 の軽微事故の報告要件および、175.31 の不一致があった際の報告要件に従わなければならない。

注:

事故の報告書のコピーや作成の手引きは <http://hazmat.dot.gov/enforce/spills/spills.htm>
<http://www.phmsa.dot.gov/hazmat/incident-reports> でダウンロードできる。

USG-16 エアバッグ膨張装置 (air bag inflator)、エアバッグモジュール (air bag module) およびシートベルトプリテンショナーズ (seat belt pretensioners) の米国内の発着または米国内の航空輸送は、米国の関係当局 (USG-01 参照)、申請先: ~~Office of Hazardous Materials Special Permits and Approvals~~ Approvals and Permits Division (PHH-30) による事前認可なしでは行うことができない。そのような認可はその構造、設計または容器に変更が生じなければ引き続きおこなわれる輸送にも有効である。国内輸送については、区分 1.4G の火薬類に関する基準に合致したエアバッグ膨張装置、エアバッグモジュールまたはシートベルトプリテンショナーは、UN 0431, Articles, pyrotechnic for technical purposes の品目名を使用して輸送しなければならない。危険物の輸送書類 (危険物申告書) には、8.1.6.9.1 に要求されている基本的な記

載に連係して、個々に認可されたエアバッグ膨張装置、エアバッグモジュールまたはシートベルトプリテンショナーの EX-number または製造コードを含まなければならない。もし、製品コードが使用される場合にはそれらは米国の関係当局により、エアバッグ膨張装置、エアバッグモジュール、またはシートベルトプリテンショナーのいずれかに割り当てられた特定の EX-number にたどりつくことができるものでなくてはならない。EX-number または製品コードは包装物の外面にマーキングする必要はない。

運航者例外規定の新規または訂正(2.8.4)

2.8.3.4 のリストに以下を追加する。

・ヴァージンアトランティック航空 (Virgin Atlantic) の後に、 : ヴァージンオーストラリア航空 (Virgin Australia) VA

AB (エアベルリン)

新規追加

AB-03 少量危険物("Y"包装基準)は、輸送を受託しない。

例外 : 消費者用向け商品 (ID 8000) は受託する。(2.7 およびすべての "Y" 包装基準参照)

AB-04 引火性液体燃料が入ったキャンプ用コンロおよび燃料タンクは、手荷物としての輸送を受託しない。本例外規定は、完全に洗浄されたキャンプ用コンロにも適用される(2.3.2.5 参照)。

訂正 AY (フィンランド航空)

AY-03 貨物が政府の適用免除または認可(例えば特別規定 A1、A2、A88、A99 または A106 により要求される)の下、輸送される場合、~~Finnair Cargo Control Centre~~ **Smart Cargo Hub Centre (SCH)** に連絡し、その危険物申告書および認可または適用免除の写しを FAX または他の手段で提供しなければならない。~~Cargo Control Centre SCH~~ による認可が得られていなければ貨物は受託しない。

Finnair Smart Cargo Hub (SCH) HEL-FL-AY

Tel: +358-9-818 5450

Fax: +358-9-818 3927

E-mail: sch@finnair.com

訂正 CX (キャセイパシフィック航空)

CX-05 いかなる材質であれドラムおよびジェリカンの単一容器に入れられた液体物質は、以下のように準備されなければならない。

1. 鋼製ドラム/プラスチックドラム/プラスチックジェリカンは、ファイバーボード製箱のような他の強固な外装容器により保護しなければならない。または、
2. 中が見える開放オーバーパックであれば、少なくとも容器の上下を保護するため、適切なサイズのプラスチック製、発泡製または木製のパレットを使用しなければならない。

CX-07 ~~(空欄)~~ UN 3090 リチウム金属電池。リチウム金属の単電池および組電池は、キャセイパシフィック航空の旅客機で貨物として輸送することは禁止する。これは、包装基準 968 の Section IA、IB および Section II に適用する。

当該禁止は、以下には適用しない。

- ・包装基準 969 および 970 に従って、機器と共に包装された、または機器に組み込まれたリチウム金属の単電池および組電池 (UN 3091) および、包装基準 965 から 967 に従って包装されたリチウムイオンの単電池および組電池 (UN 3480 および UN 3481)、または
- ・旅客または乗務員が携行する危険物の規定によってカバーされるリチウム電池 (充電可能および充電不可能)

なもの) (2.3.2.から 2.3.5 および 2.3.A 参照)

新規追加 DL (デルタ航空)

DL-06 UN 3480、リチウムイオン電池、包装基準 965、Section IA および IB は、輸送を受託しない。ただし、Section II の規定のもとに供される UN 3480、リチウムイオン電池は受託する。

訂正 FX (フェデラルエクスプレス)

FX-07 リチウム電池 (Section I、Section IB および Section II) は以下の分類/区分の危険物と同一の包装物に収納して輸送してはならない。: 区分 1.4、区分 2.1、第 3 分類、区分 4.1、区分 4.2、区分 4.3、区分 5.1、区分 5.2 および第 8 分類ならびに貨物機専用ラベルが貼付された区分 2.2。当該規定は同梱 (All Packed in One)、オーバーパックおよび、同梱/オーバーパックの組み合わせを含む。

完全に規制されるか、包装基準 968 の Section I、Section IB および Section II に従って輸送される UN 3090 リチウム金属電池 (一次充電不可のもの) は事前の承認を必要とする。www.fedex.com/us; キーワード "lithium batteries" で検索のこと。

2013 年 1 月 1 日より、Section IB に従って準備された UN 3480 リチウムイオン電池および UN 3090 リチウム金属電池には貨物ごとに危険物申告書 (DGD) が必要となる。承認 (Authorization) 欄またはその他の取り扱い注意 (Additional handling information) 欄に "IB" と記入しなければならない。他の書類は認められない。

FX-11 危険物を収納した包装物で、フェデラルエクスプレスの要求する条件および規則上の書類要件すべてを満たすことができないもの、また包装物の外装の上面および側面にすべての規則上要求される、マーキングおよびラベリングを満たしていないものは、輸送は受託しない。いかなる書類、マーキングおよびラベリングも、包装物の底面に付けることは許可されない。brown box を含むフェデラルエクスプレス社の商標のついた容器は危険物または固形二酸化炭素 (ドライアイス) を出荷するために使用することはできない。例外: ~~UN 3373 生物由来物質、カテゴリ B はフェデラルエクスプレス社の UN 3373 Pak で出荷することができる。~~フェデラルエクスプレス社の white および brown の box と tube はフェデラルエクスプレス社の Section II のリチウム電池貨物に使用することができる。UN 3373 生物由来物質、カテゴリ B は、FedEx UN 3373 Pak および FedEx Clinical Box で出荷することができる。

訂正 KA (香港ドラゴン航空)

KA-05 いかなる材質であれ、ドラムおよびジェリカンの単一容器に収納された液体の危険物は、以下のように準備されなければならない。

1. 鋼製ドラム/プラスチックドラム/プラスチックジェリカンは、ファイバーボード製箱のような他の強固な外装容器により保護しなければならない。
2. 中が見える開放オーバーパックであれば、少なくとも容器の上下を保護する為、適切なサイズのプラスチック製、発泡製、または木製のパレットを使用しなければならない。

KA-07 ~~(空欄)~~ UN 3090 リチウム金属電池。リチウム金属の単電池および組電池は、香港ドラゴン航空の旅客機で貨物として輸送することは禁止する。これは、包装基準 968 の Section IA、IB および Section II に適用する。当該禁止は、以下には適用しない。

- ・ 包装基準 969 および 970 に従って、機器と共に包装された、または機器に組み込まれたリチウム金属の単電池および組電池 (UN 3091) および、包装基準 965 から 967 に従って包装されたリチウムイオンの単電池および組電池 (UN 3480 および UN 3481)、または
- ・ 旅客または乗務員が携行する危険物の規定によってカバーされるリチウム電池 (充電可および充電不可) (2.3.2.から 2.3.5 および表 2.3.A 参照)

訂正 LD (エア-香港)

LD-05 いかなる材質であれ、ドラムおよびジェリカンの単一容器に収納された液体の危険物は、以下のように準備されなければならない。

1. 鋼製ドラム／プラスチックドラム／プラスチックジェリカンは、ファーバーボード製箱のような他の強固な外装容器により保護しなければならない。
2. 中が見える開放オーバーパックであれば、少なくとも容器の上下を保護する為、適切なサイズのプラスチック製、発泡製、**または木製の**パレットを使用しなければならない。

新規追加

LD-08 UN 3090 リチウム金属電池。リチウム金属の単電池および組電池は、エア-香港の旅客機で貨物として輸送することは禁止する。これは、包装基準 968 の Section IA、IB および Section II に適用する。

当該禁止は、以下には適用しない。

- ・包装基準 969 および 970 に従って、機器と共に包装された、または機器に組み込まれたリチウム金属の単電池および組電池 (UN 3091) および、包装基準 965 から 967 に従って包装されたリチウムイオンの単電池および組電池 (UN 3480 および UN 3481)、または
- ・旅客または乗務員が携行する危険物の規定によってカバーされるリチウム電池 (充電可能および充電不可能なもの) (2.3.2. から 2.3.5 および表 2.3.A 参照)

訂正 OS (オーストリア航空)

OS-01 ~~本規則で定められている危険物については、予約確認が要求される(1.3.2 および 9.1.2 参照)。UN 3481 機器に組み込まれたリチウムイオン電池、包装基準 967 Section I (100 Wh を超える組電池/バッテリーパック)は、貨物としては輸送を受託しない。~~

OS-04 ~~病毒を移しやすい物質、UN 2814、UN 2900 および生物由来物質、カテゴリーB (UN 3373)は航空郵便では受託しない(2.4 参照)。~~

訂正 RJ (ヨルダン王国航空)

RJ-02 ~~混載貨物の中の“貨物機専用(Cargo Aircraft Only)”の危険物は許可しない(1.3.3、8.1.2.4、9.1.8 および 40.8.1.5 参照)。~~ 混載貨物の中の危険物は、以下の場合受託する。

- 単一ハウス AWB (航空貨物運送状)の混載貨物、または
- 2 つ以上のハウス AWB からなる混載貨物、ただし、同一荷送人の場合のみ。および
- 冷却目的の UN 1845 固形二酸化炭素 (ドライアイス) を含む混載貨物

訂正 SK (SAS-スカンジナビア航空)

SK-01 UN 3090、リチウム**金属**電池。一次 (充電不可) リチウム (金属) の組電池および単電池は、~~包装基準 968、Section II で許可されなければ、~~貨物として輸送が禁止される。

この禁止は以下には適用しない。

- ・ ~~UN 3091、UN 3480、UN 3481~~ 包装基準 968 Section II に従って許可されたもの
- ・ 包装基準 968 Section I B に従って許可されたもの
- ・ 旅客または乗務員により携行される危険物の規定に該当するリチウム電池 (充電可および充電不可) (表 2.3.A 参照)。

訂正 US (ユー-エス航空)

US-01 ユーエス航空は本規則および/または運輸省の危険物規則 (DOT Hazardous Materials Regulations) およ

びその修正のリストにある物品および物質を含んだ貨物の輸送は受託しない。ただし幹線の航空機に搭載する以下を除く。

- ・ 前記の規則に制限されていないまたは規制されていないものとして掲載されている物品および物質
- ・ 非危険物の内容物を冷却する包装物内の固形二酸化炭素(ドライアイス)で、包装物当たり 5.5 ポンド (2.5 kg) 以下のもの
- ・ Envirotainer—非危険物の内容物を冷却する固形二酸化炭素(ドライアイス)が入れられた ULD (unit load device) 器材
- ・ 第 9 分類の危険物。ただし、以下の輸送は例外として受託しない。
UN 2807 磁性物質 (Magnetized material)、UN 2211 発泡ポリメリックビーズ (Polymeric beads, expandable)、UN 3082 廃棄用環境有害物質、液体 (Environmentally hazardous substance, liquid, n.o.s)、UN 3077 廃棄用環境有害物質、固体 (Environmentally hazardous substance, solid, n.o.s)、UN 3480 リチウムイオン電池 (Lithium ion batteries)、UN 3481 機器に内蔵された、または機器と一緒に包装されるリチウムイオンの電池、UN 3090 リチウム金属の電池 (Lithium metal batteries)、および UN 3091 機器に内蔵された、または機器と一緒に包装されるリチウム金属の電池
- ・ UN 3373 生物由来物質カテゴリー-B (Biological substance, Category B)
- ・ 航空機補充品として輸送されるユーエス航空の社用品

US-02 ユーエス航空は、US Airways Express では、いかなる危険物貨物も受託しない。

新規 VA (ヴァージンオーストラリア航空)

VA-01 チェーンソーや芝刈り機、発電機といった、ガソリン、軽油等で作動する機器は、新品、中古であるに拘わらず、機内持ち込みまたは受託手荷物での輸送は禁止。こういった物品は、それらが IATA の危険物規則に従って、貨物として包装、輸送される場合のみ受託する。

訂正 VO (チロリアン航空)

VO-01 ~~本規則で定められているすべての危険物貨物について予約と確認が要求される(1.3.2 および 9.1.2 参照)。~~
UN 3481 機器に組み込まれたリチウムイオン電池、包装基準 967 Section I (100 Wh を超える組電池/バッテリーパック)は、貨物としては輸送を受託しない。

VO-04 ~~病毒を移しやすい物質 (UN 2814、UN 2900、生物由来物質 カテゴリー-B (UN 3373))~~は、航空郵便では受託しない(2.4 参照)。

第2章

29 頁 — 表 2.3.A を以下のとおり訂正。

— 内燃機関または燃料電池エンジンの部分の、「身につけて搭乗できるか」の欄を、YES から NO に訂正。

— 非伝染性の標本の次(下)に、以下を挿入。

- | | |
|---------------------------|-------|
| 「持ち込み手荷物として認められるか」の欄 | — NO |
| 「受託手荷物として求められるか」の欄 | — YES |
| 「身につけて搭乗できるか」の欄 | — NO |
| 「航空会社の認可を必要とするか」の欄 | — NO |
| 「搭載位置を機長に通知することが要求されるか」の欄 | — NO |

2.3.5.13 防漏型電池を内蔵した携帯電子機器 (Portable Electronic Equipment Devices)

特別規定 A67 の要件に合致した防漏型電池を内蔵した携帯電子機器は、受託手荷物または機内持ち込み手荷物の中に入れて輸送することができる。特別規定 A67 に合致する防漏型電池の予備も、最大 2 個まで輸送できる。以下の要件が適用される。

- (a) 個々の電池の電圧は 12 V 以下でなければならず、またワット時定格値は 100 Wh 以下でなければならない。
- (b) 機器が偶発的な作動から保護されているか、電池が外され端子が絶縁されていなければならない。
- (c) 個々の予備電池は、端子を絶縁して短絡しないように保護されていなければならない。

(訳者注) 英語版では、Portable Electronic Equipment が Portable Electronic Devices に訂正されているが、日本語翻訳としては、そのまま「携帯電子機器」と訳すこととし、訂正はしない。

第4章

表 4.2 : 訂正箇所、以下のとおり。

UN/ ID no.	Proper Shipping Name/Description	Class or Div. (Sub Risk)	Hazard Label(s)	PG	EQ see 2.6	Passenger and Cargo Aircraft				Cargo Aircraft Only		S.P. see 4.4	ERG Code		
						Ltd Qty		Pkg Inst	Max Net Qty/Pkg	Pkg Inst	Max Net Qty/Pkg			S.P. see 4.4	ERG Code
						Pkg Inst	Max Net Qty/Pkg								
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N		
3487	Calcium hypochlorite, hydrated, corrosive with ≥ 5.5% but ≤ 16% water	5.1 (8)	Oxidizer & Corrosive	II III	E2 E1	Y544 Y545	2.5 kg 5 kg	558 559	5 kg 25 kg	562 563	25 kg 100 kg	A8 A136 A803	5C 5C		
3487	Calcium hypochlorite, hydrated mixture, corrosive with ≥ 5.5% but ≤ 16% water	5.1 (8)	Oxidizer & Corrosive	II III	E2 E1	Y544 Y545	2.5 kg 5 kg	558 559	5 kg 25 kg	562 563	25 kg 100 kg	A8 A136 A803	5C 5C		
3498	Iodine monochloride, liquid	8	Corrosive	II	E0	Forbidden	Forbidden	855	30 L	A1	8L				
3336	Mercaptan mixture, liquid, flammable, n.o.s. ★	3	Flamm. liquid	I	E0	Forbidden	Forbidden	361	30 L	A3	3H				
3209	Metallic substance, water-reactive, self-heating, n.o.s. ★	4.3 (4.2)	Dang. when wet & Spont. comb	I	E0	Forbidden	Forbidden	487	15 kg	A3	4SW				
				II	E0	Forbidden	Forbidden	489	50 kg	A803	4SW				
				III	E1	Forbidden	485 25 kg	491	100 kg						
3129	Water-reactive liquid, corrosive, n.o.s. ★	4.3 (8)	Dang. when wet & Corrosive	I	E0	Forbidden	Forbidden	480	1 L	A3	4CW				
				II	E0	Forbidden	Forbidden	481	5 L	A803	4CW				
				III	E1	Forbidden	479 5 L	482	60 L		4CW				
3130	Water-reactive liquid, toxic, n.o.s. ★	4.3 (6.1)	Dang. when wet & Toxic	I	E0	Forbidden	Forbidden	480	1 L	A3	4PW				
				II	E0	Forbidden	Forbidden	481	5 L	A803	4PW				
				III	E1	Forbidden	479 5 L	482	60 L		4PW				

429 頁 — 特別規定 A186 を以下のとおり訂正。

A186 (361)この品目名は 0.3 Wh より大きいエネルギー貯蔵容量を有する電気二重層キャパシタ(electric double layer capacitors)に適用する。0.3 Wh またはそれより少ないエネルギー貯蔵容量を有するキャパシタは本規則の適用を受けない。エネルギー貯蔵容量とは公称電圧および公称静電容量を使用して計算される、キャパシタにより保持されるエネルギー量を意味する。この品目名が適用されるすべてのキャパシタは、危険物のいかなる分類または区分の分類基準にも合致しない電解液を含んでいるキャパシタを含み、以下の条件に合致しなければなら

ない。

- (a) 機器に組み込まれていないキャパシタは、非充電の状態では輸送しなければならない。機器に組み込まれたキャパシタは、非充電の状態もしくは短絡しないよう保護された状態のいずれかで輸送しなければならない。
- (b) 各キャパシタは、輸送中発生しうる短絡の危険性に対して以下のように保護しなければならない。
 1. キャパシタのエネルギー貯蔵容量が 10 Wh に等しいかそれより少ない場合、またはモジュール内の各キャパシタのエネルギー貯蔵容量が 10 Wh に等しいかそれより少ない場合、そのキャパシタまたはモジュールは、短絡を防ぐように保護されるか、または製品端子を金属製帯で接続しなければならない。および
 2. キャパシタまたはモジュール内の個々のキャパシタのエネルギー貯蔵容量が 10 Wh を超える場合、そのキャパシタまたはモジュールは、製品端子を金属製帯で接続しなければならない。
- (c) 危険物を含むキャパシタは 95 kPa の差圧に耐えるよう設計されていなければならない。
- (d) キャパシタは、使用中貯蔵するかもしれない圧力をキャパシタケースの圧力弁または切欠き(weak point)を通して安全に開放するように設計および製造されていなければならない。開弁時に排出されるいかなる液体も、容器またはキャパシタが組み込まれた機器により、内部に閉じ込められなければならない。また、
- (e) キャパシタには Wh 単位でエネルギー貯蔵容量がマーキングされなければならない。危険物のいかなる分類または区分の分類基準にも合致しない電解液を含むキャパシタは、機器に組み込まれている場合を含み、本規則の他の規定の適用を受けない。

危険物のいかなる分類または区分の分類基準にも合致しない電解液を含むキャパシタは、機器に組み込まれている場合を含み、本規則の他の規定の適用を受けない。

危険物の分類または区分のいずれかの分類基準に合致する電解液を含み、エネルギー貯蔵容量が 10 Wh またはそれより少ないキャパシタは、包装しないまま平らな表面に 1.2 m からの落下試験をしても内容物が損失しない場合、本規則の他の規定の適用を受けない。

危険物の分類または区分のいずれかの分類基準に合致する電解液を含み、機器に組み込まれず、エネルギー貯蔵容量が 10 Wh を超えるキャパシタは本規則が適用される。

機器に組み込まれ、危険物の分類または区分のいずれかの分類基準に合致する電解液を含むキャパシタは、機器が輸送中キャパシタの偶発的作動を防ぐような方法で、容器の意図した用途に関し適切な材質および十分な強度と設計で製造された強固な外装容器に包装されていれば、本規則の他の規定の適用を受けない。キャパシタを内蔵する大型の堅牢な機器は、キャパシタが、内蔵されている機器により同等の防護が与えられている場合、包装しないままで、またはパレットに積み付けて輸送に供することができる。

注:

設計上、端子間に電位差を持つキャパシタ(例えば、非対称型キャパシタ)はこの品目名に属しない。

431 頁 特別規定 A190 を以下のとおり訂正。

A190 加圧されていない三フッ化ホウ素(boron trifluoride)を 1 g を超えて含む中性子線検知器、および構成部品としてこのような中性子線検知器の入った放射線検知システムは、表 4.2 の K/L 欄の“輸送禁止”の表示にかかわらず、本規則に従って貨物機で輸送することができる。ただし、以下であること。

- (a) 各中性子線検知器内の圧力は 20°C 下において絶対圧力で 105 kPa を超えてはならない。
- (b) ガスの総量は、1 検知器当たり 12.8 g を超えてはならず、また 1 外装容器当たり、または 1 放射線検知システム当たりの総量は 51.2 g を超えてはならない。
- (c) 個々の中性子線検知器は、組立工程において陶製の給送装置に蝟付けされた金属溶接構造でなければならない。それらの最低破裂圧力は 1,800 kPa でなければならない。
- (d) 各中性子線検知器は、密封したプラスチック製の中間内張りをし、すべての気体の内容物を吸収するのに十分な量の吸収材を入れて包装しなければならない。中性子線検知器は、1.8 m からの落下試験にも漏洩することなく持ちこたえられる強固な外装容器に包装されなければならない。中性子線検知器の入った放射線検知システムにも、中性子線検知器内のすべてのガスを吸収するのに十分な量の吸収材を入れなければな

らない。吸収材は、1枚または複数の内張りで適切に包み込まなければならない。放射線検知システムによる同等の防護がなされないのであれば、中性子線検知器は強固な外装容器で包装されなければならない。

(e) 本特別規定に従った輸送は、危険物申告書に記載する必要があるしなければならない。また、包装基準を危険物申告書に記載してはならない。包装物には、「毒性ガス」および「腐食性」の危険性ラベルを貼付しなければならない。

貨物として輸送される場合、ガラス製の溶接部を持つものを含め 1 g 以下の三フッ化ホウ素を含む中性子線検知器、および上記条件に合致し、条件に従って包装された中性子線検知器の入った放射線検知システムは、表 4.2 の I/J 欄および K/L 欄の“輸送禁止”の表示にかかわらず、本規則の適用を受けない。

航空貨物運送状が発行される場合は、8.2.6 で要求されているように、「規則の適用を受けない(“Not Restricted”）」の文言および特別規定の番号を航空貨物運送状の物質の記述に含めなければならない。

第5章

631 頁 — 包装基準 Y840 を以下のとおり訂正。

包装基準 Y840

追加包装要件

・ガラス製の内装容器は、外装容器に包装する前に、内装容器内の全内容物を吸収するのに十分な量の吸収材で包装し、丈夫な防漏容器に保持しなければならない。

680 頁 包装基準 965 を以下のとおり訂正。

包装基準 965

運航者例外規定 : 5X-02/04/07, AC-06, AM-09, CI-01, D0-03, DL-06, EY-04, FX-07, QY-03, US-01

682 頁

追加要件 — Section IB

各包装物には 7.1.5.1(a)および(b)に加えて 7.1.5.1(c)で要求されている場合、総重量(gross weight)がマーキングされなければならない

追加要件 — Section II

単電池および組電池は、単電池または組電池を完全に収納する内装容器に入れ、強固な堅牢な外装容器に入れなければならない。

689 頁 包装基準 968 を以下のとおり訂正。

包装基準 968

運航者例外規定 : 5X-02/04/07, AC-06, AM-09, BA-02, CI-01, CX-07, CZ-08, D0-03, DL-06, EY-04, FX-07, KA-07, LD-08, QR-04, QY-03, SK-01, US-01

691 頁

追加要件 — Section IB

各包装物には 7.1.5.1(a)および(b)に加えて 7.1.5.1(c)で要求されている場合、総重量(gross weight)がマーキングされなければならない。

692 頁

追加要件 — Section II

単電池および組電池は、単電池または組電池を完全に収納する内装容器に入れ、強固な堅牢な外装容器に入れな

ればならない。

第7章

759 頁 — 7.1.5.1(f)を以下のとおり訂正。

- (f) 第 2 分類深冷液化ガス、包装基準 202 については、包装物の垂直姿勢を天地無用ラベル(図 7.4.D または図 7.4.E 参照)または図 7.4.D、あるいは図 7.4.E もしくは ISO Standard 780-1997 のいずれかと同じ仕様に合致する容器に印刷された天地無用ラベルのいずれかにより表示すること。ラベルは正しい方向に矢印の先を向け少なくとも容器の垂直な相対する 2 面に貼付するかまたは印刷しなければならない。“KEEP UPRIGHT”という文言を容器の周囲に 120 度間隔でマーキングするか、または各側面にマーキングしなければならない。包装物には、はっきりと“DO NOT DROP – HANDLE WITH CARE”のマーキングもしなければならない。包装物には、緊急事態の発生、輸送遅延、または着地で貨物が引き取られなかった場合に、従うべき指示書を添付しておかねばならない。

760 頁 — 7.1.5.5 を以下のとおり訂正。

7.1.5.5 サイズ

- 7.1.5.5.1 国連/ID 番号および 7.1.5.1(a)で定められた“UN”または“ID”の文字のマーキングは、最低限高さ 12 mm のサイズでなければならない。ただし、容量が 30 L または 30 kg 以下の容器については、少なくとも 6 mm の高さ、5 L または 5 kg 以下の容器については、適切なサイズでなければならない。

注:

国連番号マーキングに対するサイズの必須要件は、2014 年 1 月 1 日から有効となる。

第8章

793 頁 — 8.1.6.9.4、ステップ9 (a).を以下のとおり訂正。

ステップ 9. 該当する場合

- ☞ (a) 特別規定が A1、A2、A51、A81、A88、A99 または A130、A190 または A191 に関する場合は、当該特別規定番号を記入すること。

第10章

899 頁 — 10.7.4.2.3を以下のとおり訂正。

10.7.4.2 ラベルの貼付位置

- 10.7.4.2.1 輸送物寸法が十分であればラベルの1組は(10.7.4.3.1)正式輸送品目名マーキングがある輸送物の同じ表面上に、正式輸送品目名マーキングの近くに貼付しなければならない。

- ☞ 10.7.4.2.2 ラベルは、輸送物上に示される荷送人または荷受人の住所に隣接して貼付することが望ましい。

- 10.7.4.2.3 副次危険性ラベルは、包装物の同一面に主危険性ラベルに隣接して貼付しなければならない。

付録 D. 1

991 頁 — Bolivia (ボリビア)の連絡先詳細を以下のとおり訂正。

BOLIVIA (BOL)

Direccion General de Aeronáutica Civil

Av. Arce Nro 2631

Edificio Multicine piso 9

La Paz

BOLIVIA

Tel: +591 (2) 244 4450

Tel: +591 (2) 211 9323

Website: www.dgac.gob.bo

994頁 - Indonesia(インドネシア)の連絡先詳細を以下のとおり訂正。

Directorate General of Air ~~Communications~~ Civil Aviation

~~Jalan Angkasa 1/2 Kemayoran~~ Jalan Medan Merdeka Barat No. 8

Karsa Building 5th Fl.

Jakarta 10110

INDONESIA

Tel: +62 (21) ~~442348~~ 350 5137; 350 5132

Fax: +62 (21) 350 5139 ; 350 5136

~~Telex: 49482 CVAIR IA~~

付録 F.3

1055頁 - ANA Logistics d.b.a Kinoshita Aviation Consultants の連絡先詳細を以下のとおり訂正。

KINOSHITA AVIATION CONSULTANTS

Moto-Nakayama 4-3-3-1102/1103

Funabashi, Chiba-Ken 273-0035

JAPAN

Tel: +81 (0) 47 335 7924

Fax: +81 (0) 47 335 2291

E-mail: benkinoshita@aol.com

bentozai@aol.com

Website: www.airtransport-tozai.com

1058頁 - Aircargo Forwardersを以下のとおり訂正。

PHILIPPINES

Aircargo Forwarders of the Philippines, Inc. (AFPI)

Room 225, Sky Freight Bldg B

NAIA Ave.

Parañaque City

PHILIPPINES

1700

Tel: +63 (2) 853-2724

Fax: +63 (2) 853-1745

email: ~~training_admin@afpi.org.ph~~ training@afpi.org.ph

Website: www.afpi.org.ph